

株 主 各 位

東京都八王子明神町三丁目 20 番 6 号
第 一 化 成 株 式 会 社
代表取締役社長 中野 淳文

「第 52 回定時株主総会および普通株主による種類株主総会招集ご通知」の一部訂正について

平成 29 年 6 月 7 日に株主の皆様にご送付いたしました「第 52 回定時株主総会および普通株主による種類株主総会招集ご通知」の内容に一部誤りがございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

訂正箇所は下線で表示しております。

1. 招集ご通知 1 頁

【訂正前】

（前略）今回の定時株主総会には、「当社と第一化成分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきまして、会社法第 322 条第 1 項第 1 号に（後略）

【訂正後】

（前略）今回の定時株主総会には、「当社と第一化成分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきまして、会社法第 322 条第 1 項第 8 号に（後略）

2. 招集ご通知 2 頁

【普通株主による種類株主総会】

決議事項

議案

【訂正前】

今回の定時株主総会にて上程する議案「当社と第一化成分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件」につきまして、会社法第 322 条第 1 項第 1 号に（後略）

【訂正後】

今回の定時株主総会にて上程する議案「当社と第一化成分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件」につきまして、会社法第 322 条第 1 項第 8 号に（後略）

以 上

(証券コード：4235)

平成29年6月7日

株 主 各 位

東京都八王子市明神町三丁目20番6号
第一化成株式会社
代表取締役社長 中野淳文

第52回定時株主総会および普通株主による種類株主総会 招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会および普通株主による種類株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

今回の定時株主総会には、「当社と第一化成分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきまして、会社法第322条第1項第1号に基づく決議をいただくため、普通株主による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月21日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都八王子市旭町14番1号
京王プラザホテル八王子 5階 翔王の間
(昨年と同じホテルですが、階および会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます)
3. 目的事項
【定時株主総会】
報告事項
 1. 第52期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第52期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件①（事業年度変更に関するもの）
 - 第3号議案 取締役2名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 会計監査人選任の件

第6号議案	ストックオプションとして既発行の新株予約権（第4回・第5回）の内容変更の件
第7号議案	ストックオプションとして新株予約権を発行する件
第8号議案	当社と第一化成分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件
第9号議案	定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行および商号変更等に関するもの）
第10号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
第11号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第12号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件
第13号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第14号議案	退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

【普通株主による種類株主総会】

決議事項

議案	当社と第一化成分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件
----	-----------------------------

今回の定時株主総会にて上程する議案「当社と第一化成分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件」につきましては、会社法第322条第1項第1号に基づき、普通株主による種類株主総会にて、定時株主総会と同様の議案内容として上程する「当社と第一化成分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件」の決議が必要となります。

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、各議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の表示をしたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.dkktokyo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第52期の期末配当につきましては、当事業年度の業績や今般の買収による統合効果を見据えての事業展開・経営環境等を勘案しまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類（当社普通株式および当社A種優先株式）
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式	1株につき金18円
配当総額	103,369,374円
当社A種優先株式	1株につき金19円
配当金の総額	35,150,000円
配当金合計	138,519,374円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日

当社普通株式	平成29年6月23日
当社A種優先株式	平成29年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件①（事業年度変更に関するもの）

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、今後更なる海外事業の成長を続けていくうえで、海外連結子会社と決算期を統一することにより、事業運営のグローバル化とそれに伴う経営の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更することとし、これに伴う所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第53期事業年度は、平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) 第9条 当社は、毎年<u>3</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 (略) (招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。 (事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から<u>翌年3</u>月31日までとする。 (剰余金の配当) 第42条 剰余金の配当は、毎年<u>3</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。 2 (略) (中間配当) 第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9</u>月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	(基準日) 第9条 当社は、毎年<u>12</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 (同左) (招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。 (事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u>月31日までとする。 (剰余金の配当) 第42条 剰余金の配当は、毎年<u>12</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。 2 (同左) (中間配当) 第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6</u>月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(附則)</u> <u>1 第41条（事業年度）の定めにかかわらず、平成29年4月1日から始まる第53期事業年度は、同年12月31日までの9ヶ月間とする。</u> <u>2 第43条（中間配当）の規定にかかわらず、当会社は、第53期事業年度について、取締役会の決議によって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u> <u>3 前二項および本項は、平成29年12月31日まで有効とし、同日の経過をもってこれらを削除する。</u>

第3号議案 取締役2名選任の件

今後グローバルな事業展開を進めていくなかにおいて経営体制の一層の強化を図るため、取締役2名の増員の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
※ 1	よし むら のぼる 吉 村 昇 (昭和37年4月20日)	平成11年4月 メリルリンチ日本証券株式会社 入社 平成21年1月 株式会社レコフ 入社 平成23年5月 株式会社クレハ・バッテリー・ マテリアルズ・ジャパン 入社 平成28年4月 当社 入社 社長室長 平成28年7月 当社 社長室長兼営業部長代理 (現任) (重要な兼職の状況) ウルトラファブリックス・ジャパン株式会社 代表取締役社長	普通株式 - 株
※ 2	お じろ しん じ 尾 城 紳 治 (昭和38年6月24日)	昭和59年12月 当社 入社 平成11年4月 当社 埼玉事業所検査課長 平成19年4月 当社 埼玉事業所次長兼検査課 長 平成28年7月 当社 埼玉事業所次長兼品質保 証部次長 (現任)	普通株式 28,398株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各候補者は、当社が発行するA種優先株式を所有しておりません。
4. 各候補者の所有する当社株式の数には、第一化成従業員持株会における本人の持分を含めております。
5. 各候補者は、第9号議案定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行および商号変更等に関するもの）をご承認いただきますと、平成29年10月1日の効力発生日をもって任期満了にて退任となります。吉村昇氏は第10号議案取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件において持株会社となる監査等委員会設置会社の取締役候補者としております。
- 尾城紳治氏は、第一化成分割準備会社が商号変更を予定する第一化成株式会社にて、取締役に就任する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

社外監査役村松成一氏が平成29年2月6日に逝去され、社外監査役の法定員数を欠くことになったため、東京地方裁判所に仮監査役選任の申し立てを行ったところ、平成29年3月28日付で同裁判所より仮監査役として横尾彰氏を選任した旨の通知を受け、同氏は当社仮監査役に就任いたしました。仮監査役の任期は本総会において監査役を選任するまでとなっておりますので、あらためて社外監査役として同氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
※ よこ お あきら 横 尾 彰 (昭和28年8月4日)	昭和51年4月 シティバンク 入社 平成4年1月 リーマン・ブラザーズ証券会社 入社 平成6年11月 UBS証券会社 入社 平成8年12月 ドイツ・モルガン・グレンフェル証券会社 入社 平成14年7月 クレディ スイス ファーストボストン証券会社 入社 平成18年4月 AIGジャパンキャピタルインベスト株式会社 入社 平成24年9月 愛宕倉庫株式会社 経営顧問 (現任) 平成27年5月 一般社団法人 実践コーポレートガバナンス研究会 理事 (現任) 平成29年3月 当社 仮監査役 (現任)	普通株式 - 株 A種優先株式 - 株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 横尾彰氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者の選任理由および社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について
横尾彰氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が長年にわたる金融業界での豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
5. 横尾彰氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2ヶ月となります。
6. 当社は、横尾彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏が選任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である清陽監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が新日本有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の会計監査人評価および選定基準に照らし、同監査法人が当社の会計監査に必要とされる専門性、独立性および適切性を備えていることに加え、今後の事業展開に必要とされる国際的なネットワークに優れているため、職務遂行能力等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成29年3月31日現在)

名 称	新日本有限責任監査法人 Ernst & Young ShinNihon LLC (英文名称)	
事 務 所	主たる事務所	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル
沿 革	昭和60年10月	監査法人太田哲三事務所と昭和監査法人が合併し、太田昭和監査法人となる
	昭和61年1月	センチュリー監査法人設立
	平成12年4月	太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなる
	平成13年7月	新日本監査法人に名称変更
	平成20年7月	新日本有限責任監査法人となる
概 要	資本金	964百万円
	構成人員	
	社員（公認会計士）	622名
	（その他の社員）	21名
	職員（公認会計士）	2,729名
	（公認会計士試験合格者等）	1,025名
	（その他の職員）	1,932名
	合計	6,329名
	被監査会社数	4,040社

第6号議案 ストックオプションとして既発行の新株予約権（第4回・第5回）
の内容変更の件

平成26年6月25日開催の当社第49回定時株主総会および平成27年3月13日開催の当社取締役会決議にて発行決議された第4回新株予約権、平成28年6月23日開催の当社第51回定時株主総会および平成28年8月22日開催の当社取締役会決議にて発行決議された第5回新株予約権の発行条件等を変更する件についてご承認をお願いするものであります。

現行の各新株予約権の発行要項第（6）項第3号によりますと、いずれも新株予約権は相続されないものとしておりますが、ストックオプションとして新株予約権の割当を受けた当社役職員が当該新株予約権を未行使のまま死亡した場合、その時点での株価の動向等に照らし、当社企業価値の向上が認められるにもかかわらず、一律に相続を認めないとするのは、報酬制度として柔軟性を欠く面がございます。そこで今般、各新株予約権の発行要項の一部を変更して、相続が発生した場合でも、一定の条件のもと、相続人による行使を認めるようにすることといたしたいと存じます。

変更の内容は、第4回および第5回新株予約権のいずれも以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行の発行要項の内容	変更後の発行要項の内容
（前略） （6）新株予約権の行使の条件 1 （略） 2 （略） 3 <u>新株予約権の相続はこれを認めない。</u> （後略）	（前略） （6）新株予約権の行使の条件 1 （同左） 2 （同左） 3 <u>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、および新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。</u> （後略）

本議案が承認可決された場合、既に発行された第4回および第5回新株予約権の割当先との間で速やかに、本議案による各新株予約権の変更内容を反映させるべく、それぞれの新株予約権割当契約書に定める方式に従い、所定の手続を行う予定であります。

第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、以下の要領により当社取締役（社外取締役を除く。）および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項の報酬等に該当します。当社は、平成3年5月29日開催の当社第26回定時株主総会において取締役報酬額につきましては年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨承認され、現在に至っておりますが、これとは別枠にて年額100,000千円の範囲で報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

また、現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名。）であります。第3号議案「取締役2名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと8名（うち社外取締役1名。）となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く。）および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

4. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式400,000株を上限とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

（2）新株予約権の総数

4,000個を上限とする。

なお、このうち、当社取締役（社外取締役を除く。）に付与する新株予約権は1,000個を上限とするが、従業員、当社子会社の取締役および従業員に付与する新株予約権を含め、合計して4,000個を超えないものとする。

（3）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、（a）当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、（b）取得と引換えに交付される普通株式1株当たりの払込金額が行使価額を下回ることとなる取得請求権付きまたは取得条項付きの株式、新株予約権または新株予約権付社債（以下「取得株式等」という。）を募集する場合、（c）新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの払込金額が行使価額を下回ることとなる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、「新規発行株式数」とは、上記（a）乃至（c）に定める普通株式数または新株予約権等の行使、取得等により交付されることとなる普通株式数とする。自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

（4）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より平成34年6月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

（5）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 各本件新株予約権1個の一部行使は認めない。
- ② 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利継承者」という。)に限り、および新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利継承者が死亡した場合、権利継承者の相続人は新株予約権を相続できない。
- ④ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i) 所定の手続の履行もしくは(ii) 所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、または(iii) その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件がすべて履行または充足された場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されない場合には新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行または充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

(7) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権証券の不発行

当社は、本件新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

(12) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

【第8号議案から第13号議案にかかるご参考事項】

当社は、日本の開発・製造機能とグローバルなマーケティング・ブランドマネジメント機能を調和させ、またUltraleather®をはじめとするUltrafabrics社の製品ブランドのグローバル展開を図る体制を構築することを目的として平成29年10月1日付にて持株会社体制へ移行し、併せて持株会社を監査等委員会設置会社とする方針を決定いたしました。

本招集ご通知16～41頁に記載の第8号議案から第13号議案はいずれも当該決定に関連するものです。

1. 持株会社体制へ移行する理由

当社は合成皮革メーカーとしてこれまで国内で製造を行い、主に米国中心とした海外へ販売を行ってまいりました。また買収したUltrafabrics社は、永年にわたり主に当社製品の販売を行ってまいりました。今回の統合により製販一体化したグループとなったことを受けて、持株会社へ移行し、①グループ全体の最適化のための戦略の策定と方針の決定、②グループベースの柔軟な経営資源配分、③グループ共通課題への迅速な対応等を通じて、グループ全体の持続的な企業価値の増大を目指します。

2. 持株会社を監査等委員会設置会社とする理由

持株会社は、すべてのステークホルダーに対する持続的なグループ企業価値の向上に向けた適切な事業運営についての監督機能の強化を図るため、社外取締役を3名とする監査等委員会設置会社へ移行したいと考えます。監査等委員である取締役は、株主総会においてそれ以外の取締役とは区別して株主から直接選任されること、監査等委員である取締役を除く取締役の選任・解任、報酬等に対する株主総会での意見陳述権および取締役会における議決権を有すること、適法性監査に加え妥当性監査も行うことから、取締役会に対して高い独立性を有した監査・監督が可能になることで、取締役に対する牽制機能が強化されます。

また従来取締役会にて行っていた重要な業務執行の決定について、その一部を取締役に委任することで、持株会社はグループの重要な戦略立案とグループ会社の経営管理に重点を置き、迅速・果断な意思決定を実現します。

3. 第8号議案から第13号議案について

当社は吸収分割の方法により持株会社へ移行するため、吸収分割契約の締結および定款の変更を行う必要があります、第8号議案において吸収分割契約書の承認を、第9号議案において定款の一部変更をご提案いたします。

なお、第9号議案における定款一部変更では、監査等委員会設置会社とするために所要の変更を併せてご提案いたします。また、監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役を除く取締役と監査等委員である取締役とを区別して選任する必要があります、第10号議案および第11号議案においてそれぞれの選任をご提案いたします。

更に、監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬等についても、監査等委員である取締役を除く取締役と監査等委員である取締役とを区別して設定する必要があります、第12号議案および第13号議案においてそれぞれ設定することをご提案いたします。

第8号議案 当社と第一化成分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社は、本招集ご通知15頁に記載のとおり、日本の開発・製造機能とグローバルなマーケティング・ブランドマネジメント機能を調和させ、またUltraleather®をはじめとするUltrafabrics社の製品ブランドのグローバル展開を図る体制を構築することを目的として、平成29年10月1日付にて持株会社体制へ移行することといたしました。

本議案は、当社を吸収分割会社、当社の100%子会社である第一化成分割準備株式会社を吸収分割承継会社とし、合成樹脂加工製品の製造ならびに販売その他これらに関連する事業の承継を行う吸収分割契約につき、ご承認をお願いするものであります。

本吸収分割の効力は本議案と第9号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行および商号変更等に関するもの）」、第10号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」、第11号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」、第12号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件」、第13号議案「監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件」の承認可決および種類株主総会の承認可決を条件として、平成29年10月1日付で発生する予定であります。

また、同日付で当社は「ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社」に、第一化成分割準備株式会社は「第一化成株式会社」にそれぞれ商号を変更いたします。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書

第一化成株式会社（以下、「甲」という。）と第一化成分割準備株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（会社分割の方法）

甲は、会社法に定める吸収分割の方法により、乙に対して、別紙1記載の甲の事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する別紙2記載の権利義務を承継させる。

第2条（分割当事者）

吸収分割を行う当事者は、次のとおりとする。

（1）甲（吸収分割会社）

商号：第一化成株式会社（平成29年10月1日付で商号変更予定。）

住所：東京都八王子市明神町三丁目20番6号

八王子ファーストスクエア 6階

（2）乙（吸収分割承継会社）

商号：第一化成分割準備株式会社（平成29年10月1日付で商号変更予定。）

住所：東京都八王子市明神町三丁目20番6号

八王子ファーストスクエア 6階

第3条（分割に際して発行する株式）

乙は、分割に際して、普通株式500株を発行し、すべて甲に割当てて。

第4条（分割により増加すべき資本金および資本剰余金）

吸収分割により増加する乙の資本金および資本剰余金の額は次のとおりとする。ただし、吸収分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業に係る資産および債務の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（1）資本金 90百万円

（2）資本準備金 0円

（3）その他資本剰余金 会社計算規則第37条に規定する株主資本等変動額から、（1）および（2）の金額を減じて得た額

第5条（分割承認総会）

甲は、平成29年6月22日を開催日として定時株主総会、普通株主による種類株主総会を、乙は平成29年6月22日を開催日として臨時株主総会を招集し、本契約の承認を求める。また、甲は、平成29年6月22日までに、会社法第325条により準用される同法第319条第1項の定めにより、本契約を承認する旨のA種優先株主による種類株主総会の決議があったものとみなすための手続を行う。

第6条（効力発生日）

効力発生日は、平成29年10月1日とする。ただし、法令に定める関係官庁の許認可等の進捗状況その他の事由により、甲乙協議の上、変更することができる。

第7条（財産の管理）

1. 甲は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業の業務執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、これを行うものとする。

2. 乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議の上、これを行うものとする。

第8条（権利義務の承継）

1. 乙は、平成29年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した別紙2の（1）および（2）記載の本件事業に属する資産、債務を効力発生日において甲より承継する。

2. 乙は、効力発生日において別紙2の（3）①記載の雇用契約について、甲に従事する全従業員との雇用契約を承継するものとする。

3. 乙は、効力発生日において別紙2の（3）②および③記載の本件事業に属する契約および権利義務を甲より承継する。

4. 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法によるものとする。

第9条（競業避止義務）

甲は、吸収分割の対象となった本件事業について競業避止義務を負わないものとする。

第10条（会社分割の条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙または本件事業の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、吸収分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（契約の効力）

本契約は、第5条に定める甲および乙の株主総会もしくは種類株主総会の承認、または法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

第12条（協議）

吸収分割について、本契約に定めのない事項、本契約の当事者間において合意されていない事項、または本契約もしくはこれと関連する契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙は誠実に協議を行った上で解決する。

本契約締結の証として、本契約書を2通作成し、甲と乙が記名捺印の上、各1通を所持する。

平成29年5月22日

（甲） 東京都八王子市明神町三丁目20番6号
八王子ファーストスクエア 6階
第一化成株式会社
代表取締役社長 中野 淳文

（乙） 東京都八王子市明神町三丁目20番6号
八王子ファーストスクエア 6階
第一化成分割準備株式会社
代表取締役社長 中野 淳文

別紙 1

乙が承継する本件事業

甲の事業のうち、合成樹脂加工製品の製造ならびに販売その他これらに関連する事業

別紙 2

乙が吸収分割により甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産および負債の評価については、平成29年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

（1）乙が承継する資産

①流動資産

分割事業に係る現金および預金、売掛金、棚卸資産およびその他の流動資産

②固定資産

分割事業に係る建物、建物付属設備、構築物、機械装置およびその他の有形固定資産、ならびにソフトウェア、ソフトウェア仮勘定およびその他の無形固定資産、ならびに保証金、敷金、保険積立金およびその他の資産。ただし、Ultrafabrics, LLC買収に伴う関係会社株式（株式会社ディー・エス・シーおよび同社が保有する関係会社株式を含む。）、関係会社長期貸付金、未収利息、立替金等を除く。

（2）乙が承継する債務

①流動負債

分割事業に係る買掛金、一年内長期借入金、未払金、未払費用、預り金、賞与引当金およびその他の流動負債。ただし、Ultrafabrics, LLC買収に伴う短期借入金、未払利息等を除く。

②固定負債

分割事業に係る長期借入金、資産除去債務、退職給付引当金、役員退職給付引当金、役員退職慰労引当金およびその他の固定負債。ただし、Ultrafabrics, LLC買収に伴う長期借入金、未払利息等を除く。

（３）雇用契約その他の権利義務

①雇用契約

甲に従事する全従業員との間の労働契約上の地位および当該契約に基づき発生する一切の権利義務

②その他の契約

分割事業に係る販売契約、仕入契約、不動産賃貸借契約、リース契約、業務委託契約、その他の契約における契約上の地位。ただし、Ultrafabrics, LLC買収に伴う買収契約およびその他の買収関連契約ならびに買収に伴うファイナンス関連の一切の契約を除く。

③その他承継する権利義務

分割事業に係る一切の知的財産権、ノウハウおよびこれらの使用权および実施権
分割事業に係る許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継可能なもの

3. 会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第183条各号（第2号、第6号および第7号を除く。）に掲げる事項の内容の概要

（１）会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

①第一化成分割準備株式会社が第一化成株式会社に対して交付する株式の数
普通株式 500株

②第一化成分割準備株式会社の資本金および準備金の額に関する事項

（i）資本金 90百万円

（ii）資本準備金 0円

（iii）その他資本剰余金 会社計算規則第37条に規定する株主資本等変動額から、（i）および（ii）の金額を減じて得た額とする。

第一化成分割準備株式会社は、当社の完全子会社であることから、当社および第一化成分割準備株式会社の今後の資本政策その他諸般の事情を勘案の上、適宜に定めており、上記①および②のいずれにつきましても、その内容が相当であると判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

第一化成分割準備株式会社の成立の日における貸借対照表

(平成29年5月22日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	1 0	(負債合計)	0
現金および預金	1 0	純資産の部	
		資本金	1 0
		(純資産合計)	1 0
資産合計	1 0	負債・純資産合計	1 0

(3) 第一化成分割準備株式会社についての会社成立後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当するものではありません。

(4) 当社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当するものではありません。

4. 吸収分割の条件

本議案の決議に基づく吸収分割は、普通株主による種類株主総会およびA種優先株主による種類株主総会において、本議案と同内容の議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生ずるものといたします。

第9号議案 定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行および商号変更等に関するもの）

1. 変更の理由

(1) 商号変更に関する変更

第8号議案「当社と第一化成分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件」をご承認いただき、吸収分割の効力が発生いたしますと、当社は、平成29年10月1日をもって、合成樹脂加工製品の製造ならびに販売等これに付随する事業を吸収分割により第一化成分割準備会社に承継し、持株会社となります。これに伴い、商号および目的の変更（変更案第1条、第2条）を行うものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

- ①第8号議案「当社と第一化成分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件」においてご説明差し上げましたとおり、当社が持株会社となることを機に、適切な事業運営のための監督機能の発揮を目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査役および監査役会に関する規定の削除、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設その他所要の変更を行うものであります。
- ②機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第37条(剰余金の配当等の決定機関)を新設することとし、これに伴い、現行定款第7条(自己の株式の取得)、第42条(剰余金の配当)および第43条(中間配当)を削除するとともに、変更案第38条(剰余金の配当の基準日)を新設するものであります。
- ③上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案の決議に基づく定款変更は、第8号議案「当社と第一化成分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されること、普通株主による種類株主総会およびA種優先株主による種類株主総会において、第8号議案「当社と第一化成分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件」と同内容の議案が原案どおり承認可決されること、ならびにこれらの決議に基づく吸収分割の効力が生ずることを条件として、平成29年10月1日をもって、その効力を生ずるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

第2号議案「定款一部変更の件①(事業年度変更に関するもの)」の決議による変更後の定款	変 更 案
第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、<u>第一化成株式会社</u>と称し、英文では<u>Daichi Kasei Co., Ltd.</u>と表示する。 (目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1 合成樹脂加工製品の製造<u>ならびに</u>販売。 2 <u>超伝導体および整光板等に用いるプラスチック類と稀土類との複合素材の製造ならびに販売。</u> 3 <u>1号、2号に付帯関連する事業に係わる株式、債券および出資持分等の取得、保有ならびに処分。</u> 4 <u>上記各号に付帯関連する一切の事業。</u> 第3条～第4条 (略) (機関) 第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 <u>監査役および監査役会</u> 3 会計監査人	第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、<u>ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では<u>Ultrafabrics Holdings Co., Ltd.</u>と表示する。 (目的) 第2条 当社は次の事業を営む<u>会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理すること</u>を目的とする。 1 合成樹脂加工製品の製造<u>および</u>販売。 (削除) (削除) 2 前号に付帯関連する一切の事業。 第3条～第4条 (同左) (機関) 第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 <u>監査等委員会</u> 3 会計監査人

第2号議案「定款一部変更の件①(事業年度変更に関するもの)」の決議による変更後の定款	変 更 案
第2章 株式 第6条 (略) (A種優先株式) 第6条の2 当会社の発行するA種優先株式の内容は以下に定めるとおりとする。 (A種優先株式に対する剰余金の配当) 当会社は第42条に定める剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対しての剰余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額に1.1を乗じた額(1円未満は切り捨てる。)の剰余金の配当、また第43条に定める中間配当を行う場合は普通株主と同じ額の配当(以下、これらの配当により支払われる金銭を併せて「A種優先配当金」という。)を行う。	第2章 株式 第6条 (同左) (A種優先株式) 第6条の2 当会社の発行するA種優先株式の内容は以下に定めるとおりとする。 (A種優先株式に対する剰余金の配当) 当会社は第38条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対しての剰余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額に1.1を乗じた額(1円未満は切り捨てる。)の剰余金の配当、また第38条第2項に定める中間配当を行う場合は普通株主と同じ額の配当(以下、これらの配当により支払われる金銭を併せて「A種優先配当金」という。)を行う。

第2号議案「定款一部変更の件①(事業年度変更に関するもの)」の決議による変更後の定款	変 更 案
2. 当会社は、普通株主および普通登録株式質権者に対して第42条に定める剰余金の配当または第43条に定める中間配当を行わないときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対してもそれぞれA種優先配当金の配当を行わない。 3. (略) 4. (略) (残余財産の分配) (略) (議決権) (略) (株式の併合等) (略) (普通株式を対価とする取得請求権) (略) (優先配当金の除斥期間) 第44条の規定は、A種優先配当金についてこれを準用する。 第6条の3 (略) <u>(自己の株式の取得)</u> <u>第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> 第8条～第11条 (略) 第3章 株主総会 第12条～第17条 (略) (種類株主総会) 第17条の2 第9条および第12条乃至第17条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。	2. 当会社は、普通株主および普通登録株式質権者に対して第38条第1項に定める剰余金の配当または第38条第2項に定める中間配当を行わないときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対してもそれぞれA種優先配当金の配当を行わない。 3. (同左) 4. (同左) (残余財産の分配) (同左) (議決権) (同左) (株式の併合等) (同左) (普通株式を対価とする取得請求権) (同左) (優先配当金の除斥期間) 第39条の規定は、A種優先配当金についてこれを準用する。 第6条の3 (同左) (削除) 第7条～第10条 (同左) 第3章 株主総会 第11条～第16条 (同左) (種類株主総会) 第16条の2 第8条および第11条乃至第16条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

第2号議案「定款一部変更の件①(事業年度変更に関するもの)」の決議による変更後の定款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役は、8名以内とする。 (新設) (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 (略) 3 (略) (新設) (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) 2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	第4章 取締役および取締役会 (員数) 第17条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、8名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (選任方法) 第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 (同左) 3 (同左) <u>4 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (任期) 第19条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除)

第2号議案「定款一部変更の件①(事業年度変更に関するもの)」の決議による変更後の定款	変 更 案
(新設) (代表取締役および役付取締役) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2 取締役会の決議によって、取締役社長1名を定めるほか、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集権者および議長) 第22条 (略) 2 (略) (新設) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議方法等) 第24条 (略)	<u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) 第20条 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から選定する。 2 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から<u>取締役社長1名</u>を定めるほか、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集権者および議長) 第21条 (同左) 2 (同左) <u>3 前二項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u> (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議方法等) 第23条 (同左)

第2号議案「定款一部変更の件①(事業年度変更に関するもの)」の決議による変更後の定款	変 更 案
2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u> （新設） （取締役会の議事録） 第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 2 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。 第26条 （略）	2 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u> <u>（取締役への重要な業務執行の決定の委任）</u> <u>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> （取締役会の議事録） 第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 2 第23条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。 第26条 （同左）

第2号議案「定款一部変更の件①(事業年度変更に関するもの)」の決議による変更後の定款	変 更 案
(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第28条 (略) <u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(員数)</u> <u>第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</u> <u>(選任方法)</u> <u>第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>(任期)</u> <u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(常勤の監査役)</u> <u>第32条 監査役会は、監査役会の決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> 第28条 (同左) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)

第2号議案「定款一部変更の件①(事業年度変更に関するもの)」の決議による変更後の定款	変 更 案
<u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	(削除)
<u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u>	
<u>(監査役会規程)</u> <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
<u>(報酬等)</u> <u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
<u>(監査役の責任免除)</u> <u>第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度額において免除することができる。</u> <u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	(削除)

第2号議案「定款一部変更の件①(事業年度変更に関するもの)」の決議による変更後の定款	変 更 案
(新設) (新設) (新設) (新設) 第6章 会計監査人 第37条～第38条 (略) (報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第40条 (略) 第7章 計算 第41条 (略)	第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員) 第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 (監査等委員会の招集通知) 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会規程) 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 第6章 会計監査人 第32条～第33条 (同左) (報酬等) 第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第35条 (同左) 第7章 計算 第36条 (同左)

第2号議案「定款一部変更の件①(事業年度変更に関するもの)」の決議による変更後の定款	変 更 案
<u>(剰余金の配当)</u> <u>第42条 剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u> <u>2 前項のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。</u> <u>(中間配当)</u> <u>第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u> (新設) (新設)	(削除) (削除) <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u> <u>(剰余金の配当の基準日)</u> <u>第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u> <u>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u> <u>3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>

第2号議案「定款一部変更の件①(事業年度変更に関するもの)」の決議による変更後の定款	変 更 案
(剰余金の配当等の除斥期間) 第44条 剰余金の配当(中間配当を含む)は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。 2 (略) 附則 1 第41条(事業年度)の定めにかかわらず、平成29年4月1日から始まる第53期事業年度は、同年12月31日までの9ヶ月間とする。 2 第43条(中間配当)の規定にかかわらず、当会社は、第53期事業年度について、取締役会の決議によって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 3 (略) (新設) (新設)	(配当金の除斥期間等) 第39条 配当財産が金銭である場合は、<u>その</u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。 2 (同左) 附則 1 第36条(事業年度)の定めにかかわらず、平成29年4月1日から始まる第53期事業年度は、同年12月31日までの9ヶ月間とする。 2 当会社は、第53期事業年度について、取締役会の決議によって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 3 (同左) 4 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であった者の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> 5 <u>前項および本項は、平成39年10月1日まで有効とし、同日の経過をもってこれらを削除する。</u>

第10号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

当社は、第9号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行および商号変更等に関するもの）」が原案どおり承認可決されることを条件として、平成29年10月1日付で監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、当該移行の時点をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の決議の効力は、第9号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行および商号変更等に関するもの）」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	なかの きよふみ 中野 淳文 (昭和32年3月31日)	昭和56年8月 シティバンク・エヌ・エイ東京支店 入行 平成4年11月 バンカース・トラスト銀行東京支店 入行 平成10年11月 UBSウォーバーク証券会社東京支店 入社 平成14年6月 当社 監査役 平成24年6月 当社 取締役 社長室長 平成26年6月 当社 代表取締役社長（現任） 平成29年5月 第一化成分割準備株式会社 設立 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ディー・エス・シー代表取締役社長 第一化成分割準備株式会社代表取締役社長	普通株式 185,600株 A種優先株式 - 株
2	たなか つとむ 田中 勉 (昭和32年1月25日)	昭和52年3月 当社 入社 平成11年4月 当社 開発部開発課長 平成25年4月 当社 技術部長 平成26年6月 当社 取締役 技術部長兼品質保証部長 平成28年6月 当社 常務取締役 技術部長兼品質保証部長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ディー・エス・シー取締役	普通株式 23,000株 A種優先株式 - 株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	なか がわ とよ ひこ 中 川 豊 彦 (昭和34年4月21日)	昭和58年4月 当社 入社 平成11年4月 当社 埼玉事業所生産部技術課 長 平成16年4月 当社 埼玉事業所次長兼製造技 術課長 平成26年6月 当社 取締役 埼玉事業所長 平成28年6月 当社 常務取締役 埼玉事業所 長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ディー・エス・シー監査役	普通株式 24,000株 A種優先株式 - 株
4	よし むら のぼる 吉 村 昇 (昭和37年4月20日)	平成11年4月 メリルリンチ日本証券株式会社 入社 平成21年1月 株式会社レコフ 入社 平成23年5月 株式会社クレハ・バッテリー・ マテリアルズ・ジャパン 入社 平成28年4月 当社 入社 社長室長 平成28年7月 当社 社長室長兼営業部長代理 (現任) (重要な兼職の状況) ウルトラファブリックス・ジャパン株式会社 代表取締役社長	普通株式 - 株 A種優先株式 - 株
※ 5	ク レ イ ア ン ド リ ュ ー ローゼンバーグ (昭和33年4月4日)	昭和55年6月 Gallo Wines社 入社 昭和59年9月 Spring Industries社 入社 平成11年1月 Ultrafabrics, LLC社 設立 CEO (現任) (重要な兼職の状況) Ultrafabrics, LLC社 CEO Ultrafabrics Europe Ltd. 社 取締役	普通株式 - 株 A種優先株式 1,062,000株
※ 6	バ ー バ ラ ダニエルベッカー プ リ マ ッ ク (昭和42年8月15日)	平成元年7月 Saks Fifth Avenue社 入社 平成4年4月 Spring Industries社 入社 平成11年1月 Ultrafabrics, LLC社 設立 President (現任) (重要な兼職の状況) Ultrafabrics, LLC社 President Ultrafabrics Europe Ltd. 社 取締役	普通株式 - 株 A種優先株式 604,000株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者の所有する当社株式の数には、第一化成役員持株会にお
ける本人の持分を含めております。

第11号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第9号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行および商号変更等に関するもの）」が原案どおり承認可決されることを条件として、平成29年10月1日付で監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の監査役全員は、会社法第336条第4項第2号の定めに従い、当該移行の時点をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第9号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行および商号変更等に関するもの）」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

監査等委員の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ふじむらとしお 藤村俊夫 (昭和22年5月29日)	昭和46年4月 三井物産株式会社 入社 平成9年1月 (出向) 三王技研工業株式会社 代表取締役社長 平成12年12月 三井物産株式会社 合成樹脂第二部長 平成14年12月 日本トレーディング株式会社 副社長 平成18年12月 同社 代表取締役社長 平成19年6月 (兼任) フクビ化学工業株式会社 取締役 平成20年4月 三井物産プラスチックトレード株式会社 代表取締役社長 平成21年7月 同社 顧問 平成24年6月 当社 社外監査役 平成24年11月 早川産機株式会社 顧問 平成26年6月 当社 社外取締役 (現任) 平成27年3月 早川産機株式会社 監査役 (現任)	普通株式 11,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
2	い た み のぶ ゆき 伊 丹 庸 之 (昭和26年8月5日)	昭和49年4月 富士写真フイルム株式会社 入社 昭和61年11月 モルガンスタンレー証券東京支店 入社 平成9年2月 株式会社ピッツインターナショナル 設立 代表取締役 平成22年8月 株式会社アリトラベルと営業統合 副社長 (現任) 平成26年6月 当社 社外監査役 (現任)	普通株式 - 株
3	よこ お あきら 横 尾 彰 (昭和28年8月4日)	昭和51年4月 シティバンク 入社 平成4年1月 リーマン・ブラザーズ証券会社 入社 平成6年11月 UBS証券会社 入社 平成8年12月 ドイツ・モルガン・グレンフェル証券会社 入社 平成14年7月 クレディ スイス ファーストボストン証券会社 入社 平成18年4月 AIGジャパンキャピタルインベスト株式会社 入社 平成24年9月 愛宕倉庫株式会社 経営顧問 (現任) 平成27年5月 一般社団法人 実践コーポレートガバナンス研究会 理事 (現任) 平成29年3月 当社 仮監査役 (現任)	普通株式 - 株

- (注) 1. 各監査等委員候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各監査等委員候補者は、当社が発行するA種優先株式を所有しておりません。
3. 第4号議案「監査役1名選任の件」が承認可決されますと横尾彰氏は当社の社外監査役に就任する予定であります。

4. 藤村俊夫氏および伊丹庸之氏ならびに横尾彰氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 藤村俊夫氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘る合成樹脂事業分野での経験および見識と、複数他社の代表取締役等としての経営全般に関する経験および見識を有しており、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただきたいためであります。

なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。また、同氏は過去に当社の非業務執行役員でありました。

(2) 伊丹庸之氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘る経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただきたいためであります。

なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。

(3) 横尾彰氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘る金融業界での豊富な経験と幅広い知識を有しており、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただきたいためであります。

なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2ヶ月となります。

5. 当社は、藤村俊夫氏および伊丹庸之氏ならびに横尾彰氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、各人が選任された場合は、改めてそれぞれ独立役員として届け出る予定であります。

第12号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、平成3年5月29日開催の第26回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第9号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行および商号変更等に関するもの）」が原案どおり承認可決されることを条件として、平成29年10月1日付で監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と定めることといたしたく存じます。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。本総会の第3号議案「取締役2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名となりますが、第9号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行および商号変更等に関するもの）」および第10号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第9号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行および商号変更等に関するもの）」および第10号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として、生じるものとします。

第13号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第9号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行および商号変更等に関するもの）」が原案どおり承認可決されることを条件として、平成29年10月1日付で監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額30百万円以内と定めることといたしたく存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。第9号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行および商号変更等に関するもの）」および第11号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第9号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行および商号変更等に関するもの）」および第11号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

第14号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は、第9号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行および商号変更等に関するもの）」が原案どおり承認可決されることを条件として、平成29年10月1日付で監査等委員会設置会社へ移行いたします。そのため、現在の監査役全員は、会社法第336条第4項第2号の定めに従い、当該移行の時点をもって任期満了となります。

つきましては、監査役森禧弘氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

また、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第9号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行および商号変更等に関するもの）」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
森 禧弘	平成23年6月 当社 監査役（現任）

以 上

【普通株主による種類株主総会】

種類株主総会参考書類

議案 当社と第一化成分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社は、本招集ご通知15頁に記載のとおり、日本の開発・製造機能とグローバルなマーケティング・ブランドマネジメント機能を調和させ、またUltraleather®をはじめとするUltrafabrics社の製品ブランドのグローバル展開を図る体制を構築することを目的として、平成29年10月1日付にて持株会社体制へ移行することといたしました。

本議案は、当社を吸収分割会社、当社の100%子会社である第一化成分割準備株式会社を吸収分割承継会社とし、合成樹脂加工製品の製造ならびに販売その他これらに関連する事業の承継を行う吸収分割契約につき、ご承認をお願いするものであります。

本吸収分割の効力は本議案と第9号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行および商号変更等に関するもの）」、第10号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」、第11号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」、第12号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件」、第13号議案「監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件」の承認可決および種類株主総会の承認可決を条件として、平成29年10月1日付で発生する予定であります。

また、同日付で当社は「ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社」に、第一化成分割準備株式会社は「第一化成株式会社」にそれぞれ商号を変更いたします。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書

第一化成株式会社（以下、「甲」という。）と第一化成分割準備株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（会社分割の方法）

甲は、会社法に定める吸収分割の方法により、乙に対して、別紙1記載の甲の事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する別紙2記載の権利義務を承継させる。

第2条（分割当事者）

吸収分割を行う当事者は、次のとおりとする。

（1）甲（吸収分割会社）

商号：第一化成株式会社（平成29年10月1日付で商号変更予定。）

住所：東京都八王子市明神町三丁目20番6号

八王子ファーストスクエア 6階

（2）乙（吸収分割承継会社）

商号：第一化成分割準備株式会社（平成29年10月1日付で商号変更予定。）

住所：東京都八王子市明神町三丁目20番6号

八王子ファーストスクエア 6階

第3条（分割に際して発行する株式）

乙は、分割に際して、普通株式500株を発行し、すべて甲に割当てる。

第4条（分割により増加すべき資本金および資本剰余金）

吸収分割により増加する乙の資本金および資本剰余金の額は次のとおりとする。ただし、吸収分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業に係る資産および債務の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（1）資本金 90百万円

（2）資本準備金 0円

（3）その他資本剰余金 会社計算規則第37条に規定する株主資本等変動額から、（1）および（2）の金額を減じて得た額

第5条（分割承認総会）

甲は、平成29年6月22日を開催日として定時株主総会、普通株主による種類株主総会を、乙は平成29年6月22日を開催日として臨時株主総会を招集し、本契約の承認を求める。また、甲は、平成29年6月22日までに、会社法第325条により準用される同法第319条第1項の定めにより、本契約を承認する旨のA種優先株主による種類株主総会の決議があったものとみなすための手続を行う。

第6条（効力発生日）

効力発生日は、平成29年10月1日とする。ただし、法令に定める関係官庁の許認可等の進捗状況その他の事由により、甲乙協議の上、変更することができる。

第7条（財産の管理）

1. 甲は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業の業務執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、これを行うものとする。

2. 乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議の上、これを行うものとする。

第8条（権利義務の承継）

1. 乙は、平成29年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した別紙2の（1）および（2）記載の本件事業に属する資産、債務を効力発生日において甲より承継する。

2. 乙は、効力発生日において別紙2の（3）①記載の雇用契約について、甲に従事する全従業員の雇用契約を承継するものとする。

3. 乙は、効力発生日において別紙2の（3）②および③記載の本件事業に属する契約および権利義務を甲より承継する。

4. 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法によるものとする。

第9条（競業避止義務）

甲は、吸収分割の対象となった本件事業について競業避止義務を負わないものとする。

第10条（会社分割の条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙または本件事業の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、吸収分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（契約の効力）

本契約は、第5条に定める甲および乙の株主総会もしくは種類株主総会の承認、または法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

第12条（協議）

吸収分割について、本契約に定めのない事項、本契約の当事者間において合意されていない事項、または本契約もしくはこれと関連する契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙は誠実に協議を行った上で解決する。

本契約締結の証として、本契約書を2通作成し、甲と乙が記名捺印の上、各1通を所持する。

平成29年5月22日

(甲) 東京都八王子市明神町三丁目20番6号
八王子ファーストスクエア 6階
第一化成株式会社
代表取締役社長 中野 淳文

(乙) 東京都八王子市明神町三丁目20番6号
八王子ファーストスクエア 6階
第一化成分割準備株式会社
代表取締役社長 中野 淳文

別紙1

乙が承継する本件事業

甲の事業のうち、合成樹脂加工製品の製造ならびに販売その他これらに関連する事業

別紙2

乙が吸収分割により甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産および負債の評価については、平成29年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

(1) 乙が承継する資産

①流動資産

分割事業に係る現金および預金、売掛金、棚卸資産およびその他の流動資産

②固定資産

分割事業に係る建物、建物付属設備、構築物、機械装置およびその他の有形固定資産、ならびにソフトウェア、ソフトウェア仮勘定およびその他の無形固定資産、ならびに保証金、敷金、保険積立金およびその他の資産。ただし、Ultrafabrics, LLC買収に伴う関係会社株式（株式会社ディー・エス・シーおよび同社が保有する関係会社株式を含む。）、関係会社長期貸付金、未収利息、立替金等を除く。

（２）乙が承継する債務

①流動負債

分割事業に係る買掛金、一年内長期借入金、未払金、未払費用、預り金、賞与引当金およびその他の流動負債。ただし、Ultrafabrics, LLC買収に伴う短期借入金、未払利息等を除く。

②固定負債

分割事業に係る長期借入金、資産除去債務、退職給付引当金、役員退職給付引当金、役員退職慰労引当金およびその他の固定負債。ただし、Ultrafabrics, LLC買収に伴う長期借入金、未払利息等を除く。

（３）雇用契約その他の権利義務

①雇用契約

甲に従事する全従業員との間の労働契約上の地位および当該契約に基づき発生する一切の権利義務

②その他の契約

分割事業に係る販売契約、仕入契約、不動産賃貸借契約、リース契約、業務委託契約、その他の契約における契約上の地位。ただし、Ultrafabrics, LLC買収に伴う買収契約およびその他の買収関連契約ならびに買収に伴うファイナンス関連の一切の契約を除く。

③その他承継する権利義務

分割事業に係る一切の知的財産権、ノウハウおよびこれらの使用权および実施権
分割事業に係る許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継可能なもの

3. 会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第183条各号（第2号、第6号および第7号を除く。）に掲げる事項の内容の概要

（１）会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

- ①第一化成分割準備株式会社が第一化成株式会社に対して交付する株式の数
普通株式 500株

②第一化成分割準備株式会社の資本金および準備金の額に関する事項

- (i) 資本金 90百万円
(ii) 資本準備金 0円
(iii) その他資本剰余金 会社計算規則第37条に規定する株主資本等変動額から、(i) および (ii) の金額を減じて得た額とする。

第一化成分割準備株式会社は、当社の完全子会社であることから、当社および第一化成分割準備株式会社の今後の資本政策その他諸般の事情を勘案の上、適宜に定めており、上記①および②のいずれにつきましても、その内容が相当であると判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

第一化成分割準備株式会社の成立の日における貸借対照表

(平成29年5月22日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	1 0	(負債合計)	0
現金および預金	1 0	純資産の部	
		資本金	1 0
		(純資産合計)	1 0
資産合計	1 0	負債・純資産合計	1 0

(3) 第一化成分割準備株式会社についての会社成立後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当するものではありません。

(4) 当社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当するものではありません。

4. 吸収分割の条件

本議案の決議に基づく吸収分割は、第52回定時株主総会およびA種優先株主による種類株主総会において、本議案と同内容の議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生ずるものいたします。

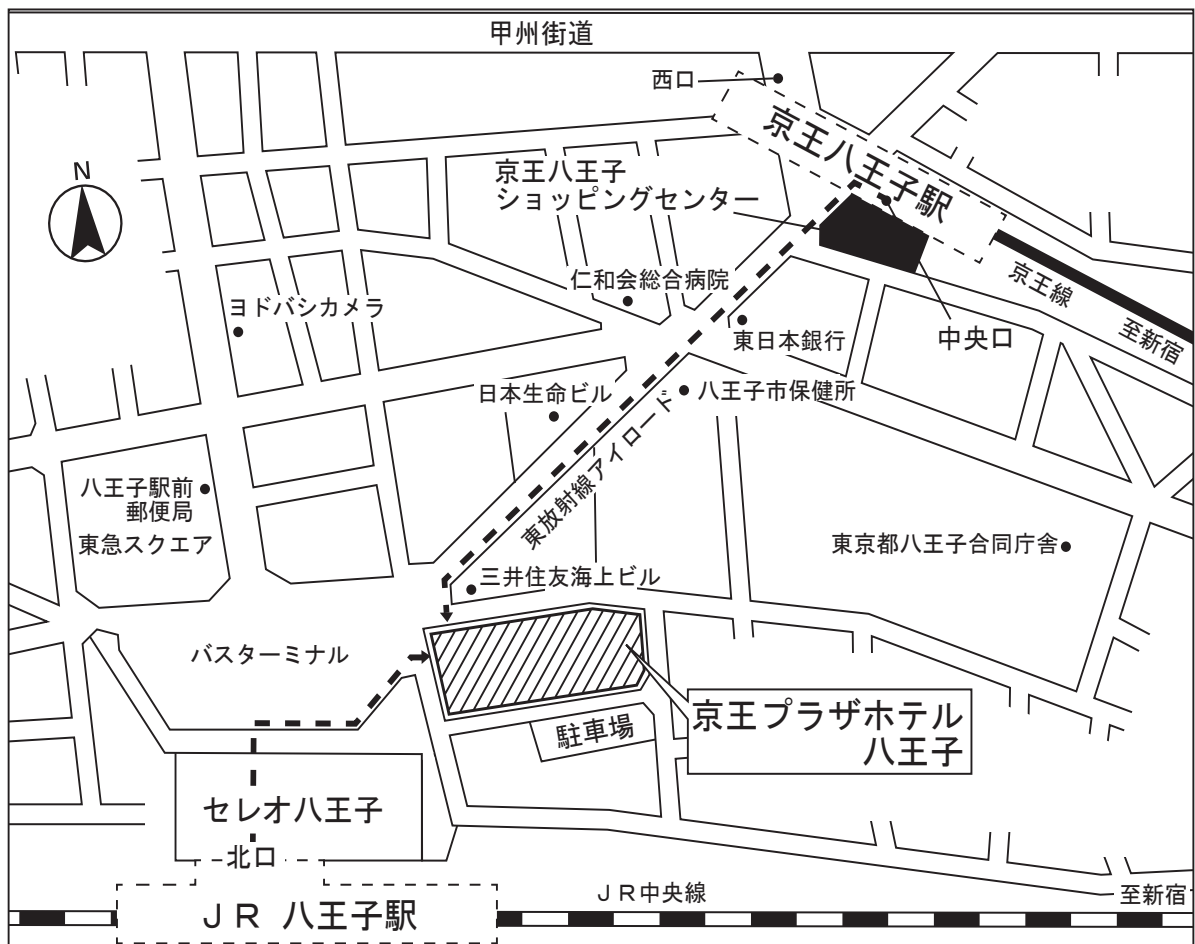
以 上

株主総会会場ご案内図

京王プラザホテル八王子 5階 翔王の間

東京都八王子市旭町14番1号

TEL 042 (656) 3111



●交通のご案内

- ・ J R 八王子駅 北口から徒歩約3分
- ・ 京王八王子駅 中央口から徒歩約5分

(第52回定時株主総会招集ご通知提供書面)

第 52 期 報 告 書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

事 業 報 告
 連 結 貸 借 対 照 表
 連 結 損 益 計 算 書
 連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
 連 結 注 記 表
 貸 借 対 照 表
 損 益 計 算 書
 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
 個 別 注 記 表
 連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
 監 査 役 会 の 監 査 報 告

第一化成株式会社

証券コード：4235

事業報告

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、国内は堅調な企業業績により雇用環境等が改善され、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、中国及びアジア新興国経済の先行き不安、英国のEU離脱問題、米国新政権の政策動向等の影響による下振れ懸念を抱えた状況で推移しました。

このような環境の中で当社グループ（当社及び連結子会社）は、これまで当社グループ販売高のおよそ8割を占めていた持分法適用関連会社である高機能ポリウレタン合成皮革マーケティング会社Ultrafabrics, LLC（以下「Uf社」）の持分をUf社の創業者より買取り、完全子会社化いたしました。当社グループの販売は堅調に推移したため増収となりましたが、持分買取りに関連する諸費用が増加したため当連結会計年度の業績は前連結会計年度と比較して大幅な減益となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は54億31百万円（前連結会計年度比4.4%増）、営業利益は5億17百万円（同46.0%減）、経常利益は5億16百万円（同56.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億6百万円（同63.6%減）となりました。

用途別の概況は以下のとおりであります。

用途区分	第51期 (平成28年3月期) (前連結会計年度)		第52期 (平成29年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	増減率 (%)
家具・車輛用	4,216,523	81.0	4,477,300	82.5	260,777	6.2
手袋用	514,465	9.9	478,543	8.8	△35,921	△7.0
その他用	425,921	8.2	414,290	7.6	△11,631	△2.7
溶剤(DMF)	46,849	0.9	61,232	1.1	14,382	30.7
合 計	5,203,759	100.0	5,431,366	100.0	227,606	4.4

(家具・車輛用)

家具・車輛用は、“MOKUME”を始めとした新しいデザインの製品投入等の効果により、家具、RV、医療向け等各セグメントにおいて安定的に売上が伸びました。車輛向けに関しては、防汚性等の機能性の強化に加え白色製品の受注が増加し、販売が順調に推移しました。

売上高は前連結会計年度対比円高方向で推移した為替相場の影響を受けましたが、全体としては車輛用を中心に高機能製品の販売が伸び、為替相場の影響を相殺する形となりました。

この結果、家具・車輛用の売上高は44億77百万円（前連結会計年度比6.2%増）となりました。

(手袋用)

手袋用は前連結会計年度に大きく売上が減少したものの、当連結会計年度は既存取引先を中心に受注が安定しました。ただし、売上高は為替相場の影響を受けて減少しました。

この結果、手袋用の売上高は4億78百万円（前連結会計年度比7.0%減）となりました。

(その他用)

その他用途に関しては、手袋用と同様に既存取引先を中心に販売が堅調に推移しました。このセグメントは、他のセグメントと比べて為替相場の影響が少ないものの、売上高は若干の影響を受けました。

この結果、その他用途の売上高は4億14百万円（前連結会計年度比2.7%減）となりました。

(溶剤（DMF）)

製品製造の過程において使用された溶剤（DMF）を回収し、再利用によるコストダウンをはかりながら回収余剰分の販売をしており、売上高は61百万円（前連結会計年度比30.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は4億61百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

- ・埼玉事業所における製造設備の新設及び更新
- ・群馬工場における製造設備の新設

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として150億22百万円の調達を行いました。

また、当社グループは平成29年3月7日に第三者割当により1,850,000株の新株式を発行し、19億42百万円の資金調達を行いました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社グループは平成29年2月28日にUf社の持分を100%取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第49期 (平成26年 3 月期)	第50期 (平成27年 3 月期)	第51期 (平成28年 3 月期)	第52期 (当連結会計年度) (平成29年 3 月期)
売 上 高 (千 円)	4,218,995	4,744,397	5,203,759	5,431,366
経 常 利 益 (千 円)	615,426	906,255	1,177,858	516,794
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千 円)	399,145	587,659	843,029	306,713
1株当たり当期純利益(円)	71.41	103.95	145.18	46.61
総 資 産 (千 円)	3,725,050	4,632,795	6,483,321	22,328,127
純 資 産 (千 円)	2,699,596	3,269,674	4,035,905	6,219,893
1株当たり純資産額(円)	481.97	563.12	687.83	723.91

(注) 1株当たり当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益から普通株主に帰属しない金額を引き、自己株式数控除後の期中平均発行済普通株式数で除して、また1株当たり純資産額は、純資産の合計額から普通株式に係らない金額を引き、自己株式数控除後の期末発行済普通株式数で除してそれぞれ算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第49期 (平成26年 3 月期)	第50期 (平成27年 3 月期)	第51期 (平成28年 3 月期)	第52期 (当事業年度) (平成29年 3 月期)
売 上 高 (千 円)	4,224,147	4,752,239	5,219,842	5,386,613
経 常 利 益 (千 円)	532,967	814,729	1,074,922	614,693
当 期 純 利 益 (千 円)	355,780	547,834	826,244	486,959
1株当たり当期純利益(円)	63.65	96.91	142.29	77.55
総 資 産 (千 円)	3,548,004	4,402,220	6,223,845	21,407,197
純 資 産 (千 円)	2,524,809	3,047,366	3,813,323	6,055,936
1株当たり純資産額(円)	450.70	524.82	649.54	695.36

(注) 1株当たり当期純利益は、当期純利益から普通株主に帰属しない金額を引き、自己株式数控除後の期中平均発行済普通株式数で除して、また1株当たり純資産額は、純資産の合計額から普通株式に係らない金額を引き、自己株式数控除後の期末発行済普通株式数で除してそれぞれ算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ディー・エス・シー	20,000千円	100.0%	合併事業体への出資
U l t r a f a b r i c s , L L C	380千\$	100.0%	合成皮革製品の販売
Ultrafabrics Europe Ltd.	250千£	100.0%	合成皮革製品の販売
ウルトラファブリックス・ジャパン株式会社	10,000千円	100.0%	合成皮革製品の販売
D K K U S I N C	17,000千\$	100.0%	合成皮革製品の販売

(注) 当社は平成29年1月18日に、子会社として新たにDKK US INCを設立いたしました。さらに、DKK US INCは、前連結会計年度以前からの子会社である株式会社ディー・エス・シーが15.79%の持分を取得していたUltrafabrics, LLCの残りの持分である84.21%を平成29年2月28日に取得し、完全子会社化いたしました。

(4) 対処すべき課題

① 生産の2ライン化

当社はこれまで長年にわたり埼玉県行田市にあります埼玉事業所の1ラインで生産しておりましたが、平成28年4月に群馬県邑楽郡邑楽町の新工場が稼働し、一部の工程が2ラインとなりました。より高い品質と供給の安定性が求められる自動車、航空機等における用途拡大を目指す為に生産の完全2ライン化が必須であることから現在設備投資を進めており、平成30年春の完成を予定しております。新しい2つのラインは、効率的な大量生産に適したラインと柔軟性のある少量生産に適したラインにより構成され、様々な顧客ニーズに応えることのできる体制となります。

② サステナビリティ（持続可能性）の重視

世界経済の成長によるハイエンドレザーへの需要が増加する一方、その需要を本革だけで満たすことは持続不可能な状況にあります。また、動物由来の素材の使用を避けたいという考え方も、欧米のデザイナーを中心に広がりを見せています。当社の製品は元来これらの流れに沿ったものではありませんが、当社の製品自体も持続可能なものでなくてはなりません。この観点から、生産における環境への負荷を最小限とするのは勿論のこと、植物由来やリサイクル原料の活用、CSR活動への取組強化等サステナビリティを重視した経営を目指します。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

区 分	主 要 製 品	売上高 構成比率
湿 式 合 成 皮 革	Fiore, Brisa, Rodeo, Leguno, SH-400, フルーレ他	98.9%
そ の 他	DMF（合成皮革製造過程で生じる副産物）	1.1%

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

① 当社

本社	東京都八王子市
研究所	東京都八王子市
埼玉事業所	埼玉県行田市
群馬工場	群馬県邑楽郡邑楽町

② 子会社

株式会社ディー・エス・シー	東京都八王子市
Ultrafabrics, LLC	米国ニューヨーク州
Ultrafabrics Europe Ltd.	英国レスターシャー州
ウルトラファブリックス・ジャパン株式会社	東京都千代田区
DKK US INC	米国ニューヨーク州

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
全社（共通）	201（7）名	84名増（2名増）

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは合成皮革製品の専門メーカーであり、当該事業以外の異なる事業を営んでいないため、全社（共通）として、従業員数を記載しております。
3. 当連結会計年度において、新たに4社を連結の範囲に含めております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
134（5）名	17名増（－）	38.7歳	11.2年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	12,679,800千円
株式会社りそな銀行	950,000
株式会社東京都民銀行	500,000
株式会社日本政策金融公庫	270,620

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- なお、発行可能株式総数は27,200,000株であります。

- | | |
|--------|------------|
| A種優先株式 | 1,850,000株 |
|--------|------------|

- A種優先株式 4名

- ④ 大株主（上位10名）

(注) 1. 当社は自己株式1,057,257株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式（1,057,257株）を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項

平成29年3月7日を払込期日とする第三者割当増資により、A種優先株式1,850,000株を発行しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成29年3月31日現在)

イ. 平成27年3月13日開催の取締役会決議による新株予約権

なお、当該新株予約権は平成27年4月20日に発行しております。

- ・新株予約権の数
364個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
364,000株
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり821,000円（1株当たり821円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額となります。
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額となります。
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成29年4月21日から平成31年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
本新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。なお、新株予約権の相続はこれを認めません。
また、本件新株予約権1個の一部行使は認めません。

- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	100個	100,000株	5名
社外取締役	10	10,000	1
監査役	10	10,000	2
合計	120	120,000	8

ロ. 平成28年8月22日開催の取締役会決議による新株予約権
なお、当該新株予約権は平成28年9月23日に発行しております。

- ・新株予約権の数
3,820個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
382,000株・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり52,200円（1株当たり522円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額となります。
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額となります。
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成30年9月24日から平成33年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
本新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。なお、新株予約権の相続はこれを認めません。
また、本件新株予約権1個の一部行使は認めません。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,000個	100,000株	5名
社外取締役	100	10,000	1
監査役	60	6,000	2
合計	1,160	116,000	8

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

イ. 当事業年度中に当社従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権

(2)①ロに記載のとおりであり、その交付状況は以下のとおりであります。

	新株予約権の数	目的である株式の数	交 付 者 数
従 業 員	2,630個	263,000株	63名

ロ. 当事業年度中に子会社役員に職務執行の対価として交付した新株予約権
平成29年1月23日開催の取締役会決議による新株予約権

なお、当該新株予約権は平成29年3月7日に発行しております。

- ・新株予約権の数

1,200,000個（新株予約権1個につき1株）

- ・新株予約権の目的である株式の数

1,200,000株

- ・新株予約権の払込金額

無償

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり1,024円（1株当たり1,024円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額となります。

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額となります。

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

- ・新株予約権の行使の条件

本件新株予約権1個の一部行使は認めません。

本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できません。

- ・子会社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交 付 者 数
子 会 社 役 員	1,200,000個	1,200,000株	2名

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 野 淳 文	株式会社ディー・エス・シー代表取締役社長
常 務 取 締 役	田 中 勉	技 術 部 長 兼 品 質 保 証 部 長 株式会社ディー・エス・シー取締役
常 務 取 締 役	中 川 豊 彦	埼 玉 事 業 所 長 株式会社ディー・エス・シー監査役
取 締 役	三 浦 宏 平	管 理 部 長 株式会社ディー・エス・シー取締役
取 締 役	高 山 裕 史	法 務 ・ コ ン プ ラ イ ア ン ス 室 長 兼 監 査 室 長
取 締 役	藤 村 俊 夫	
常 勤 監 査 役	森 禧 弘	
監 査 役	伊 丹 庸 之	
監 査 役	横 尾 彰	

- (注) 1. 取締役藤村俊夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役伊丹庸之氏及び横尾彰氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役森禧弘氏は、長年にわたり経理分野を実務として携わり決算手続ならびに財務諸表等の作成実務に精通し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役藤村俊夫氏、監査役伊丹庸之氏及び横尾彰氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 当事業年度中に退任した監査役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
村松成一	平成29年2月6日	逝去	監 査 役

6. 監査役村松成一氏は平成29年2月6日をもって逝去により退任いたしました。これに伴い、監査役の法定員数3名を欠くこととなりましたので、会社法の規定に基づき、東京地方裁判所に一時監査役の職務を行うべき者（仮監査役）の選任の申請を行い、平成29年3月28日付で同裁判所より横尾彰氏が仮監査役として選任され就任しております。

② 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1)	125,779千円 (6,817)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	18,000 (11,624)
合 計	9	143,779

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成3年5月29日開催の第26回定時株主総会において年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、平成26年6月25日開催の第49回定時株主総会において、これとは別枠にて年額45,000千円の範囲で、平成28年6月23日開催の第51回定時株主総会において、これとは別枠にて年額60,000千円の範囲で、それぞれ報酬等として新株予約権を付与することを決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成13年6月29日開催の第36回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。また、平成26年6月25日開催の第49回定時株主総会において、これとは別枠にて年額30,000千円の範囲で、平成28年6月23日開催の第51回定時株主総会において、これとは別枠にて年額30,000千円の範囲で、それぞれ報酬等として新株予約権を付与することを決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額8,920千円(取締役6名に対し8,350千円、監査役1名に対し570千円)。
 - ・当事業年度におけるストックオプション費用計上額15,659千円(取締役6名に対し14,490千円(うち社外取締役1名に対し1,317千円)、監査役2名に対し1,169千円(うち社外監査役1名に対し584千円))。

③ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

氏 名	出席状況及び発言状況
取締役 藤村 俊夫	当事業年度に開催された取締役会31回のうち31回に出席しております。主に企業経営における豊富な経験から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役 村松 成一	当事業年度において、平成29年2月6日退任までに開催された取締役会22回のうち9回に出席し、また監査役会13回のうち11回に出席し、主に企業経営における豊富な経験から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役 伊丹 庸之	当事業年度に開催された取締役会31回のうち17回に出席し、また監査役会17回のすべてに出席し、主に企業経営における豊富な経験から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役 横尾 彰	平成29年3月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会はありませんでした。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

清陽監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました九段監査法人（消滅法人）は、平成28年7月1日付で清陽監査法人（存続法人）と合併し、名称を清陽監査法人に変更しております。

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る文書その他の情報は、社内規則に則り適切に保存及び管理する。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、災害、環境、品質、情報セキュリティ等に係る各種リスクについては、それぞれの担当部門にて、必要に応じ規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定める。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・職務権限制度、人事管理制度等、会社規程を整備し、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ・職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るため、全社及び各部門毎に年度予算・業績管理の策定を行い、その適切な運用を行う。
- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・法令及び定款を遵守した行動をとるための指針を定め、またコンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - ・反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識して、その取引は断固拒絶すべく毅然たる態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。
- ⑤ 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社の行動指針を当社グループ共有のものとして、グループ企業においてコンプライアンス体制をはじめ内部統制が有効に機能するための方策を確保する。
 - ・グループ横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - ・取締役社長は、グループ企業の経営者と定期的に会議を開催し、情報の共有化を図る。
- ⑥ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
会社及び子会社等は、財務報告の信頼性・適正性を確保するために金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役が必要と認めたときは、実施すべき監査業務を「監査室」に対し要望することができる。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・「監査室」に所属する使用人の人事異動・評価については、監査役会の意見を尊重するものとする。
 - ・監査役職務の補助業務を担当する使用人が、その業務に関して監査役からの指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ・監査役が経営会議その他の社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、都度監査役に回覧する。
 - ・監査役が必要と判断したときは、いつでも取締役及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。
 - ・内部通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告を行う。
 - ・「監査室」が実施した内部監査の結果についても、監査役会に報告する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役が取締役社長に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。
 - ・取締役社長は監査役会と定期的に会議を開催し、監査役が意見又は情報の交換ができる体制とする。
 - ・監査役が会計監査人と円滑に連携できる体制とする。
 - ・内部監査部門は監査役との連絡会議を定期的に、また必要に応じて開催し、取締役及び使用人等の業務の適法性・妥当性について監査役が報告を受けられる体制とする。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 当該体制の運用状況

- ① 取締役職務の執行について
- 当該事業年度において、取締役会は31回開催され、経営の基本方針の策定、所定の重要事項につき審議・決定を行い、また定期的な業務執行状況のレビュー等を通じて、職務執行の監督を実施しております。
- ② コンプライアンス体制について
- 当社役員及び従業員に対して、経営会議等において適宜コンプライアンス情報を周知させ、社内教育等を通じてコンプライアンスの基本的事項の再確認となるよう研修を行い、コンプライアンス意識の浸透を図っております。
- ③ 内部監査の実施について
- 内部監査室が社内の内部監査を行い、内部監査報告書を作成し、取締役会に報告を行っております。また監査役会に対しても監査結果の報告を行っております。

④ 監査役の職務執行について

監査役は、監査役会で策定した監査方針並びに監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査いたしました。また会計監査人から法令に基づく事業年度の監査結果について定期報告を受けるほか、適宜、会計監査人から監査状況を聴取しております。なお、当事業年度は監査役会を17回開催しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,761,779	流 動 負 債	14,788,098
現 金 及 び 預 金	2,940,689	買 掛 金	569,999
受取手形及び売掛金	1,108,572	短 期 借 入 金	13,229,800
商 品 及 び 製 品	1,290,598	1年内返済予定の長期借入金	135,280
仕 掛 品	80,136	未 払 金	345,810
原材料及び貯蔵品	162,583	未 払 法 人 税 等	34,753
未 収 消 費 税 等	62,194	賞 与 引 当 金	68,130
未収還付法人税等	15,842	未 払 費 用	266,028
繰 延 税 金 資 産	52,057	そ の 他	138,295
そ の 他	49,104	固 定 負 債	1,320,135
固 定 資 産	16,566,347	長 期 借 入 金	1,035,340
有 形 固 定 資 産	2,930,361	繰 延 税 金 負 債	835
建 物 及 び 構 築 物	1,234,640	役員退職慰労引当金	22,480
機械装置及び運搬具	500,045	資 産 除 去 債 務	8,095
工具、器具及び備品	86,899	退職給付に係る負債	102,529
土 地	540,912	そ の 他	150,856
建 設 仮 勘 定	567,864	負 債 の 部 合 計	16,108,233
無 形 固 定 資 産	13,369,328	純 資 産 の 部	
の れ ん	13,298,307	株 主 資 本	6,109,461
そ の 他	71,021	資 本 金	1,386,750
投資その他の資産	266,657	資 本 剰 余 金	1,211,370
保 険 積 立 金	159,002	利 益 剰 余 金	4,023,229
繰 延 税 金 資 産	77,156	自 己 株 式	△511,887
そ の 他	30,498	その他の包括利益累計額	△9,708
		為替換算調整勘定	△9,708
		新 株 予 約 権	120,140
資 産 の 部 合 計	22,328,127	純 資 産 の 部 合 計	6,219,893
		負債及び純資産の部合計	22,328,127

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		5,431,366
売 上 原 価		4,045,409
売 上 総 利 益		1,385,956
販売費及び一般管理費		868,564
営 業 利 益		517,392
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	269	
受 取 配 当 金	1,162	
持分法による投資利益	218,100	
そ の 他	4,485	224,018
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	39,041	
為 替 差 損	9,580	
資 金 調 達 費 用	174,973	
そ の 他	1,020	224,615
経 常 利 益		516,794
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6,803	6,803
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,648	
投資有価証券売却損	17,355	
減 損 損 失	4,929	25,933
税金等調整前当期純利益		497,664
法人税、住民税及び事業税	208,892	
法 人 税 等 調 整 額	△17,942	190,950
当 期 純 利 益		306,713
非支配株主に帰属する 当 期 純 利 益		—
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		306,713

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	415,500
当期変動額	
新株の発行	971,250
当期変動額合計	971,250
当期末残高	1,386,750
資本剰余金	
当期首残高	240,120
当期変動額	
新株の発行	971,250
自己株式の処分	△7,310
利益剰余金から資本剰余金への振替	7,310
当期変動額合計	971,250
当期末残高	1,211,370
利益剰余金	
当期首残高	3,828,456
当期変動額	
剰余金の配当	△104,630
親会社株主に帰属する当期純利益	306,713
利益剰余金から資本剰余金への振替	△7,310
当期変動額合計	194,772
当期末残高	4,023,229
自己株式	
当期首残高	△481,500
当期変動額	
自己株式の取得	△55
自己株式の処分	14,480
連結範囲の変動	△44,812
当期変動額合計	△30,387
当期末残高	△511,887
株主資本合計	
当期首残高	4,002,576
当期変動額	
新株の発行	1,942,500
剰余金の配当	△104,630
親会社株主に帰属する当期純利益	306,713
自己株式の取得	△55
自己株式の処分	7,170
連結範囲の変動	△44,812
当期変動額合計	2,106,885
当期末残高	6,109,461

(単位：千円)

科目	金額
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	
当期首残高	△4,342
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,365
当期変動額合計	△5,365
当期末残高	△9,708
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△4,342
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,365
当期変動額合計	△5,365
当期末残高	△9,708
新株予約権	
当期首残高	37,671
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	82,468
当期変動額合計	82,468
当期末残高	120,140
純資産合計	
当期首残高	4,035,905
当期変動額	
新株の発行	1,942,500
剰余金の配当	△104,630
親会社株主に帰属する当期純利益	306,713
自己株式の取得	△55
自己株式の処分	7,170
連結範囲の変動	△44,812
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	77,102
当期変動額合計	2,183,988
当期末残高	6,219,893

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5 社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ディー・エス・シー
Ultrafabrics, LLC
Ultrafabrics Europe Ltd.
ウルトラファブリックス・ジャパン株式会社
DKK US INC

当連結会計年度において、当社は子会社として新たにDKK US INCを設立いたしました。さらに、DKK US INCは、前連結会計年度以前からの子会社である株式会社ディー・エス・シーが15.79%の持分を保有していたUltrafabrics, LLCの残りの持分である84.21%を取得し、完全子会社化いたしました。これに伴い、DKK US INC、Ultrafabrics, LLCと、その完全子会社であるUltrafabrics Europe Ltd.、ウルトラファブリックス・ジャパン株式会社の4社を新たに連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

- ・当該会社等の名称 該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 該当事項はありません。

当連結会計年度において、当社の子会社であるDKK US INCが、同じく子会社である株式会社ディー・エス・シーが15.79%の持分を保有していたUltrafabrics, LLCの残りの持分である84.21%を取得し、完全子会社化いたしました。これに伴い、持分法適用会社であったUltrafabrics, LLCと、その完全子会社であるUltrafabrics Europe Ltd.、ウルトラファブリックス・ジャパン株式会社を持分法の適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めております。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 該当事項はありません。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

- ・当該会社等の名称 該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Ultrafabrics, LLC、Ultrafabrics Europe Ltd.、ウルトラファブリックス・ジャパン株式会社、DKK US INCの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した連結子会社間の重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

- ・商品 先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

- ・製品、原材料、仕掛品 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。
 - ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
 - ・その他の無形固定資産 定額法によっております。
 - ハ. リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
なお、当連結会計年度末においては引当金残高はありません。
 - ロ. 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。
 - ハ. 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
 - イ. ヘッジ会計の方法 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
 - ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金
 - ハ. ヘッジ方針 金利変動リスクをヘッジし、利払等の費用を確定する目的で金利スワップを利用しております。
 - ニ. ヘッジの有効性評価の方法 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - イ. 退職給付に係る負債の計上基準 退職給付債務の見込額について、簡便法（退職給付にかかる期末自己都合要支給額から、中小企業退職金共済制度より支給される金額を控除した額を退職給付債務とする方法）により計算しております。
 - ロ. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

ハ. のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	1,211,810千円
(うち財団抵当)	(165,038千円)
機械装置及び運搬具	492,737千円
(うち財団抵当)	(106,851千円)
土地	540,912千円
(うち財団抵当)	(213,262千円)
計	2,245,460千円

上記のほか、連結処理により相殺消去されている以下の資産を担保に供しております。

子会社株式及び子会社出資持分	1,938,960千円
(うち財団抵当)	(一千円)

② 担保に係る債務

短期借入金	13,229,800千円
(うち財団抵当)	(1,000,000千円)
一年以内に返済予定の長期借入金	135,280千円
(うち財団抵当)	(35,280千円)
長期借入金	1,035,340千円
(うち財団抵当)	(235,340千円)
計	14,400,420千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,233,973千円

(3) 当座貸越契約

当座貸越極度額	1,600,000千円
借入実行残高	1,000,000千円
差引額	600,000千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	6,800千株	一千株	一千株	6,800千株
A 種 優 先 株 式	—	1,850	—	1,850

(注) A種優先株式の増加は、第三者割当により、1,850千株の種類株式発行を実施したことによる増加分であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	987千株	100千株	30千株	1,057千株

(注) 1. 普通株式の数の増加100千株は、会社法第163条に基づく子会社からの自己株式の取得100千株によるものであります。

2. 普通株式の数の減少30千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成28年6月23日 定 時 株 主 総 会	普通株式	104,630	18	平成28年3月31日	平成28年6月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成29年6月22日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	103,369	18	平成29年3月31日	平成29年6月23日
平成29年6月22日 定 時 株 主 総 会	A種優先株式	利益剰余金	35,150	19	平成29年3月31日	平成29年6月23日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用についてはリスクの僅少な預金等に限定しております。資金調達については設備投資計画及び買収計画に照らして金融機関からの借入れによる方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

借入金を買収及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、借入金にかかる支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の検討に基づき、取引相手ごとに取引条件の決定や期日及び残高の管理をしております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、為替の変動リスクに対して、Footjoy社と為替リスクを折半する契約を締結しております。また、当社の長期借入金について、一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の執行・管理につきましては、管理部が担当取締役の承認を得て行っております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
現 金 及 び 預 金	2,940,689千円	2,940,689千円	－千円
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,108,572	1,108,572	－
資 産 計	4,049,262	4,049,262	－
買 掛 金	569,999	569,999	－
短 期 借 入 金	13,229,800	13,229,800	－
未 払 法 人 税 等	34,753	34,753	－
長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金含む）	1,170,620	1,177,293	6,673
負 債 計	15,005,173	15,011,847	6,673
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	－	－	－

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

現金及び預金、受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

買掛金、短期借入金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 723円91銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 46円61銭 |

6. 重要な後発事象に関する注記

(持株会社体制への移行に伴う吸収分割)

当社は、平成29年5月22日開催の取締役会において、平成29年6月22日開催予定の定時株主総会の承認を前提条件として、平成29年10月1日付（予定）で会社分割により合成樹脂加工製品の製造並びに販売その他これらに関連する事業を同日付で設立された当社の100%子会社「第一化成分割準備株式会社」に承継させることを決定し、吸収分割契約を締結いたしました（以下、「本吸収分割」という）。

本吸収分割後の当社は、商号をウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社に変更し、引き続きグループ会社の経営管理を行う持株会社として上場を維持する予定です。また、本吸収分割後の第一化成分割準備株式会社は、第一化成株式会社に商号変更する予定です。

1. 持株会社体制への移行の目的

この組織再編は、日本の開発・製造機能と、グローバルなマーケティング・ブランドマネジメント機能を調和させ、またUltraleather®をはじめとするUltrafabrics社の製品ブランドのグローバル展開を図る体制を構築することを目的として、平成29年10月1日付で持株会社体制へ移行します。持株会社体制に移行することでグループ戦略機能の強化を図り、グループ全体で長期的な視点より経営戦略の立案と適正な経営資源の配分を行うことでグループ全体の企業価値の向上を目指します。

2. 本吸収分割の概要

(1) 結合当事企業または対象となった事業の名称およびその事業の内容

①分割会社 第一化成株式会社

(平成29年10月1日付で「ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社」に商号変更予定)

②承継会社 第一化成分割準備株式会社

(平成29年10月1日付で「第一化成株式会社」に商号変更予定)

③対象事業の内容 合成樹脂加工製品の製造並びに販売その他これらに関する事業

(2) 企業結合日 平成29年10月1日（予定）

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、第一化成分割準備株式会社を承継会社とする吸収分割

3. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

7. その他の注記

(企業結合関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称

Ultrafabrics, LLC他グループ子会社2社

事業の内容

合成樹脂加工製品販売その他これらに関する事業

(2) 企業結合を行った主な理由

合成皮革製品の製造開発を行っている当社とUltraleather®のブランドでグローバルにマーケティングを展開している両者が一体となることにより、顧客ニーズに対し、より迅速に対応できる体制を構築することが可能となるため。

- (3) 企業結合日
平成29年2月28日
- (4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- (5) 結合後企業の名称
結合後企業の名称に変更はありません。
- (6) 取得した持分比率 84.21%
取得後の持分比率 100.00%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として持分を取得したことによるもの
2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
Ultrafabrics, LLC他グループ子会社2社の決算日は12月31日であり、連結決算日と3ヶ月異なっております。第3四半期連結会計期間末日をみなし取得日としているため、該当事項はありません。
3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | | |
|-------|------------------------|--------------|
| 取得の対価 | Ultrafabrics, LLCの出資持分 | 14,172,543千円 |
| 取得原価 | | 14,172,543千円 |
4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額
アドバイザリー費用等 176,971千円
5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- (1) 発生したのれん
13,298,307千円
- (2) 発生原因
今後の事業展開によって期待される超過収益力により発生したものです。
- (3) 償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。
6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|------|-------------|
| 流動資産 | 3,088,066千円 |
| 固定資産 | 202,559千円 |
| 資産合計 | 3,290,625千円 |
| 流動負債 | 2,238,969千円 |
| 固定負債 | 62,385千円 |
| 負債合計 | 2,301,354千円 |

貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,989,483	流 動 負 債	14,182,817
現 金 及 び 預 金	1,401,781	買 掛 金	307,901
受 取 手 形	1,162,421	短 期 借 入 金	13,229,800
売 掛 金	558,839	1年内返済予定の長期借入金	135,280
商 品 及 び 製 品	369,651	未 払 金	317,749
仕 掛 品	80,136	未 払 費 用	41,023
原材料及び貯蔵品	162,583	未 払 法 人 税 等	34,663
前 払 費 用	15,149	預 り 金	48,036
未 収 利 息	42,411	賞 与 引 当 金	68,130
関係会社短期貸付金	1,907,400	そ の 他	230
未収還付法人税等	11,217	固 定 負 債	1,168,444
繰延税金資産	38,702	長 期 借 入 金	1,035,340
そ の 他	239,188	退 職 給 付 引 当 金	102,529
固 定 資 産	15,417,713	役員退職慰労引当金	22,480
有 形 固 定 資 産	2,877,086	資 産 除 去 債 務	8,095
建 物	1,106,598	負 債 の 部 合 計	15,351,261
構 築 物	116,910	純 資 産 の 部	
機 械 及 び 装 置	493,037	株 主 資 本	5,935,796
車 両 運 搬 具	7,008	資 本 金	1,386,750
工具、器具及び備品	44,756	資 本 剰 余 金	1,211,370
土 地	540,912	資 本 準 備 金	1,211,370
建 設 仮 勘 定	567,864	利 益 剰 余 金	3,969,003
無 形 固 定 資 産	34,193	利 益 準 備 金	93,750
ソ フ ト ウ ェ ア	33,178	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,875,253
そ の 他	1,015	別 途 積 立 金	1,710,000
投資その他の資産	12,506,433	繰越利益剰余金	2,165,253
関係会社株式	20,000	自 己 株 式	△631,327
保 険 積 立 金	159,002	新 株 予 約 権	120,140
関係会社長期貸付金	12,229,800	純 資 産 の 部 合 計	6,055,936
繰延税金資産	77,156	負債及び純資産の部合計	21,407,197
そ の 他	20,475		
資 産 の 部 合 計	21,407,197		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	額
売 上 高		5,386,613
売 上 原 価		4,002,135
売 上 総 利 益		1,384,477
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		691,115
営 業 利 益		693,362
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	42,424	
受 取 配 当 金	101,162	
そ の 他	5,685	149,272
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	39,052	
資 金 調 達 費 用	174,973	
そ の 他	13,915	227,941
経 常 利 益		614,693
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6,803	6,803
特 別 損 失		
減 損 損 失	4,929	
固 定 資 産 除 却 損	3,648	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	17,355	25,933
税 引 前 当 期 純 利 益		595,563
法人税、住民税及び事業税	133,517	
法 人 税 等 調 整 額	△24,912	108,604
当 期 純 利 益		486,959

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	415,500
当期変動額	
新株の発行	971,250
当期変動額合計	971,250
当期末残高	1,386,750
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	240,120
当期変動額	
新株の発行	971,250
当期変動額合計	971,250
当期末残高	1,211,370
その他資本剰余金	
当期首残高	—
当期変動額	
自己株式の処分	△7,310
利益剰余金から資本剰余金への振替	7,310
当期変動額合計	—
当期末残高	—
資本剰余金合計	
当期首残高	240,120
当期変動額	
新株の発行	971,250
自己株式の処分	△7,310
利益剰余金から資本剰余金への振替	7,310
当期変動額合計	971,250
当期末残高	1,211,370
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	93,750
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	93,750

(単位：千円)

科目	金額
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	1,710,000
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	1,710,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	1,790,235
当期変動額	
剰余金の配当	△104,630
当期純利益	486,959
利益剰余金から資本剰余金への振替	△7,310
当期変動額合計	375,018
当期末残高	2,165,253
利益剰余金合計	
当期首残高	3,593,985
当期変動額	
剰余金の配当	△104,630
当期純利益	486,959
利益剰余金から資本剰余金への振替	△7,310
当期変動額合計	375,018
当期末残高	3,969,003
自己株式	
当期首残高	△473,952
当期変動額	
自己株式の取得	△171,855
自己株式の処分	14,480
当期変動額合計	△157,374
当期末残高	△631,327
株主資本合計	
当期首残高	3,775,652
当期変動額	
新株の発行	1,942,500
剰余金の配当	△104,630
当期純利益	486,959
自己株式の取得	△171,855
自己株式の処分	7,170
当期変動額合計	2,160,143
当期末残高	5,935,796

(単位：千円)

科目	金額
新株予約権	
当期首残高	37,671
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	82,468
当期変動額合計	82,468
当期末残高	120,140
純資産合計	
当期首残高	3,813,323
当期変動額	
新株の発行	1,942,500
剰余金の配当	△104,630
当期純利益	486,959
自己株式の取得	△171,855
自己株式の処分	7,170
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	82,468
当期変動額合計	2,242,612
当期末残高	6,055,936

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・製品、原材料、仕掛品 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定額法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)
 - ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ・その他の無形固定資産 定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
なお、当事業年度末においては引当金残高はありません。
- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップのみであり、特例処理によっております。
- 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収利息」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「未収利息」は0千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	1,094,900千円
(うち財団抵当)	(129,704千円)
構築物	116,910千円
(うち財団抵当)	(35,334千円)
機械及び装置	492,737千円
(うち財団抵当)	(106,851千円)
土地	540,912千円
(うち財団抵当)	(213,262千円)
関係会社株式	20,000千円
(うち財団抵当)	(一 千円)
計	2,265,460千円

② 担保に係る債務

短期借入金	13,229,800千円
(うち財団抵当)	(1,000,000千円)
1年以内に返済予定の長期借入金	135,280千円
(うち財団抵当)	(35,280千円)
長期借入金	1,035,340千円
(うち財団抵当)	(235,340千円)
計	14,400,420千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,094,031千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務は次のとおりであります。

①受取手形	1,155,792千円
②売掛金	465,858千円
③未収利息	42,411千円
④立替金	176,971千円
⑤未払金	842千円

(4) 当座貸越契約

当座貸越極度額	1,600,000千円
借入実行残高	1,000,000千円
差引額	600,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高	4,432,542千円
(2) 販売費及び一般管理費	7,355千円
(3) 営業取引以外の取引高	143,624千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	987千株	100千株	30千株	1,057千株

(注) 1. 普通株式の数の増加100千株は、会社法第163条に基づく子会社からの自己株式の取得100千株によるものであります。

2. 普通株式の数の減少30千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	21,024千円
たな卸資産評価損	11,899千円
未払事業税	6,382千円
退職給付引当金	31,394千円
役員退職慰労引当金	6,883千円
株式報酬費用	36,787千円
減損損失	1,423千円
資産除去債務	2,478千円
その他	2,857千円
繰延税金資産合計	121,131千円
繰延税金負債	
未収事業税	△3,461千円
資産除去債務	△1,811千円
繰延税金負債合計	△5,273千円
繰延税金資産の純額	115,858千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
住民税均等割	0.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
試験研究費等の法人税額特別控除	△1.3%
受取配当金益金等永久に益金に算入されない項目	△5.2%
所得拡大促進税制による法人税額特別控除	△2.1%
評価性引当額の増減	△1.4%
その他	△3.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.2%

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種 類	会社等の名称	資本金 または 出資金	事業の 内容 または 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
					役員 の 兼 任 等	事 業 の 関 係				
子会社	(株)ディー・エ ス・シー	20,000 千円	投資業	所有直接 100.00	4	Ultrafabrics, LLCへの出資	配 当 金 資金の貸 付 その他営 業外収益	100,000 1,918,960 1,200	関係会 社貸付 金未収 利息	1,907,400 5,722
	Ultrafabrics, LLC	380千\$	商 社 事 業	所有間接 100.00	—	当社製品の 北米等にお ける独占販 売供給先	当社製品 の 販 売 営業費用	4,338,493 7,355	受取手 形 売 掛 金未払 金	1,155,792 432,401 842
	Ultrafabrics Europe Ltd.	250千£	商 社 事 業	所有間接 100.00	—	当社製品の 欧州におけ る独占販売 供給先	当社製品 の 販 売	94,048	売 掛 金	33,456
	ウルトラファ ブリックス・ジ ャパン(株)	10,000 千円	商 社 事 業	所有間接 100.00	—	Ultrafabrics, LLCの完全 子会社	自己株式 の 買 取	171,800	—	—
	DKK US INC	17,000 千\$	商 社 事 業	所有間接 100.00	1	Ultrafabrics, LLCへの出資	資金の貸 付	12,303,920	関係会 社貸付 金未収 利息 その 他 流動資 産	12,229,800 36,689 176,971

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. Ultrafabrics, LLC及びUltrafabrics Europe Ltd. への当社製品の販売については、市場価格を参考に決定しております。また、為替相場の変動によるリスクを軽減するために、為替変動による損益を折半する契約を結んでおります。
3. (株)ディー・エス・シー及びDKK US INCへの資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
4. ウルトラファブリックス・ジャパン(株)からの自己株式の買取については、会社法第163条の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、子会社が所有する当社普通株式を相対取引により取得したものであります。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	資本金 または 出資金	事業の 内容 または 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
子会社の役員	C l a y Andrew Rosenberg	—	会 社 役 員	なし	当社の子会社である Ultrafabrics, LLCの 創業者	増資の引 受 先	1,238,265	—	—
	Barbara Danielle Boecker -Primack	—	会 社 役 員	なし	当社の子会社である Ultrafabrics, LLCの 創業者	増資の引 受 先	704,235	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 695円36銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 77円55銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(持株会社体制への移行に伴う吸収分割)

当社は、平成29年5月22日開催の取締役会において、平成29年6月22日開催予定の定時株主総会の承認を前提条件として、平成29年10月1日付（予定）で会社分割により合成樹脂加工製品の製造並びに販売その他これらに関連する事業を同日付で設立された当社の100%子会社「第一化成分割準備株式会社」に承継させることを決定し、吸収分割契約を締結いたしました（以下、「本吸収分割」という）。

本吸収分割後の当社は、商号をウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社に変更し、引き続きグループ会社の経営管理を行う持株会社として上場を維持する予定です。また、本吸収分割後の第一化成分割準備株式会社は、第一化成株式会社に商号変更する予定です。

1. 持株会社体制への移行の目的

この組織再編は、日本の開発・製造機能と、グローバルなマーケティング・ブランドマネジメント機能を調和させ、またUltraleather®をはじめとするUltrafabrics社の製品ブランドのグローバル展開を図る体制を構築することを目的として、平成29年10月1日付で持株会社体制へ移行します。持株会社体制に移行することでグループ戦略機能の強化を図り、グループ全体で長期的な視点より経営戦略の立案と適正な経営資源の配分を行うことでグループ全体の企業価値の向上を目指します。

2. 本吸収分割の概要

(1) 結合当事企業または対象となった事業の名称およびその事業の内容

①分割会社 第一化成株式会社

(平成29年10月1日付で「ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社」に商号変更予定)

②承継会社 第一化成分割準備株式会社

(平成29年10月1日付で「第一化成株式会社」に商号変更予定)

③対象事業の内容 合成樹脂加工製品の製造並びに販売その他これらに関する事業

(2) 企業結合日 平成29年10月1日（予定）

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、第一化成分割準備株式会社を承継会社とする吸収分割

3. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

12. 企業結合に関する注記

「連結注記表 7. その他の注記（企業結合関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月24日

第一化成株式会社

取締役会 御中

清陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 浅 井 万 富 ⑩
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 中 村 匡 利 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一化成株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一化成株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年5月22日開催の取締役会において、持株会社体制への移行に伴う吸収分割を決議し、同日付で承継会社との間で吸収分割契約を締結した。当該移行は、平成29年6月22日開催予定の定時株主総会及び種類株主総会における承認を条件として実施予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月24日

第一化成株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	浅 井 万 富 ⑩
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	中 村 匡 利 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一化成株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年5月22日開催の取締役会において、持株会社体制への移行に伴う吸収分割を決議し、同日付で承継会社との間で吸収分割契約を締結した。当該移行は、平成29年6月22日開催予定の定時株主総会及び種類株主総会における承認を条件として実施予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月26日

第 一 化 成 株 式 会 社	監 査 役 会
常 勤 監 査 役 森	禔 弘 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	伊 丹 庸 之 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	横 尾 彰 ㊟

(注) 監査役横尾彰氏は、平成29年2月6日に村松成一氏が逝去したことに伴い、監査役の法定員数3名を欠くこととなったため、東京地方裁判所に一時監査役の職務を行うべき者（仮監査役）の選任の申し立てを行い、平成29年3月28日に同裁判所より監査役として選任され就任しております。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.